

諸規定等に関する指導基準

○服装容儀

(1) 頭髪

- ①パーマ・毛染め・脱色等は禁止する。
 - ②男子：前髪は目にかからず、後ろ髪は襟にかからない程度とする。側頭の髪は目・耳にかからないこと。もみあげは耳の中位程度とする。
 - ③女子：前髪は目にかからないようにする。
 - ④特殊な髪型は禁止する。(流行性の強いもの)
- ※健康的で簡素清潔な髪型であること。

(2) 制服

- ①スカート丈は膝頭が隠れる程度とする。
立ち膝の姿勢でスカートが床につかないものは違反とする。
- ②冬服着用には、防寒対策としてブレザーの下に学校指定のセーターを着用することを可とする。なお、教室内において暑さに耐えられない場合は、ブレザーを脱ぎ、ワイシャツで過ごしてもよいこととする。(セーターを制服がわりとして着用することは認めない。)
- ③ソックスは白・紺・黒とする。
(冬期は防寒用ソックスを着用してもよい。但し、黒・紺等の目立たないものとする。)
- ④原則として登下校の際は休日・長期休業中においても制服を着用する。
但し、部活動で登校する際は、学校・部指定ジャージ等着用は認める。
- ⑤制服の上衣・下衣ともに本校指定以外のものは認めない。(制服の加工は認めない。)
違反した場合は没収となる。

(3) コート・靴・カバン・バック類

通学にふさわしいものとし、流行性の強い華美なものは禁止する。

(4) その他

- ①マニキュア・化粧等については禁止する。
- ②装飾品(ピアス・指輪・ネックレス・髪飾り等)を身につけたりすることを禁止する。
- ③やむを得ず規定以外のものを着用する場合は異装許可願を提出し、許可を得る。

指導は、HR→学年→生徒部の3段階で行うことを原則とする。
直す必要がある場合は保護者に連絡し帰宅させ直してから再度登校させる
再三の指導に従わない生徒は生徒部で保護者を召還する

制服規定

a. 冬服(10月～5月) 正装時(紺スーツ)

	男子	女子
上衣	濃紺・スーツ型・三つボタン 左襟に指定のバッジ	濃紺・スーツ型・三つボタン 左襟に指定のバッジ
下衣	スラックス (濃紺：ツータック)	スカート (濃紺：6本ヒダ)
ワイシャツ	白(襟幅約3.5cm)	白(襟幅約3.5cm)
ネクタイ	エンジ(男子用)	エンジ(女子用)
ストッキング	*	黒(10月末までソックス可)
ソックス	白・紺	黒・紺等の目立たないもの

b. 夏服(6月～9月)

	男子	女子
上衣	校章入り指定 半袖シャツ ※気温に応じてブレザー及び長袖シャツの着用可	校章入り指定 半袖シャツ
下衣	スラックス (濃紺：ツータック)	スカート (濃紺：6本ヒダ)
ネクタイ	着用しない	
ソックス	白・紺・黒	白・紺・黒

○日常生活

- (1) 遅刻 8:20には登校するよう心掛ける。(8:30に教室に居ない時点で遅刻となる)
- (2) 学習環境 机の上や窓のさんに、授業に不必要な物を置かない。
ロッカーには授業で使うものだけを入れ(体育着は入れない)公共の場として、整理整頓に気を配る。
- (3) 携帯電話 以下のとおりとする。

携帯電話・スマートフォンの取扱い等に関する運用規則

本校では以下の項目を遵守した上で、携帯電話・スマートフォン(以下「携帯・スマホ」とする)の持ち込みを許可する。

- (1) 携帯・スマホは保護者との連絡を目的として使用する。
- (2) 使用する携帯・スマホにはアクセス規制(フィルタリング)の設定をする。
- (3) 朝のSHRから4校時、5校時から帰りのSHRまでの時間帯は携帯・スマホの使用を一切禁止とする。(但し緊急を要する場合は、教職員に申し出て職員室内で使用する。)
- (4) 使用許可時間以外は、携帯・スマホの電源を切って、自己管理を徹底する。
- (5) 使用できる場所は、生徒玄関、教室内、各部の活動場所とする(厳守)。
- (6) 携帯・スマホのHPやブログ、プロフ、掲示板、ネットゲーム等に個人情報と思われる内容を書き込んだりしない。また、個人名を直接書かなくとも本人が特定できたり本人とわかる内容を書き込んだりしない。
- (7) 他人を誹謗中傷するなど、高校生としての品格が疑われるような内容をネット上に書き込むことはしない。また、いかがわしい静止画・動画等を取り込んだりメールで送信したりしない。
- (8) 電話やメールによる嫌がらせやチェーンメール等、交友関係のトラブルに繋がるようなことはしない。特に、個人の人格を否定したり傷つけたりするような「いじめ」に類することは絶対にしない。
- (9) 公共の場所(列車・バス・病院等の使用規制場所)での使用マナーを十分に守る。
- (10) 自転車走行中は、携帯・スマホのいかなる操作も禁止とする。
- (11) 上記のことに違反した場合は、学年の一時預かり(1日程度)とする。
※度重なる違反となった場合は、学年と生徒部での話し合いのもと、保護者召喚及び学年もしくは保護者預かり(1週間程度)もあり得る。

(4) その他

- ・「マンガ、雑誌」「ドライヤー」等、学校生活に不必要なものを校内に持ち込まない。
- ・多目的ホール、中庭で、ボールを使用しない。
- ・特に用事のない場合は、17:30には下校し、部活動等の場合でも20:00には必ず校舎を出る。

○校外生活

[アルバイトについて]

- ・『日常的なアルバイト従事』は、原則として認めないが、正当な理由がある場合は、学年・生徒部で相談した上で許可する。ただし、1年生の1学期はいかなる場合も認めない。
- ・『長期休業中のアルバイト』は、届出制とするが、決められた内容を守ることとし、無届の場合は処分の対象となる。成績不振者、欠席・遅刻・早退の多い者、生徒指導上問題のある者は許可しない。また、許可している場合でも、問題があれば取り消しになることがある。

[車による送迎について]

- ・親族以外の車での送迎は原則認めない。